



平成 24 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 三協フロンテア株式会社
代表者名 代表取締役社長 長妻貴嗣
(J A S D A Q ・ コード番号 9 6 3 9)
問合せ先
常務取締役管理本部長 端山秀人
T E L 0 4 - 7 1 3 3 - 6 6 6 6

ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり平成 24 年 6 月 20 日開催予定の当社第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の、業績向上への意欲や士気を一層高め、株主利益の向上に資することを目的として、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 各新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 500,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$
 - (2) 新株予約権の総数
500 個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所のジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（会社法194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとし、株式無償割当を行う場合は、「新規発行株式数」を「割当株式数」に読み替え、「1株当たり払込金額」は零とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の付与決議日の翌日から2年経過した日より3年間とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の当社による取得の条件
- 以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ① 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。
 - ② 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合。
 - ③ 対象者が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (10) 当社取締役への割当に係わる報酬等として算定方法
- 当社取締役への報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日において在任する当社取締役（6 名以内）に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権 1 個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価および行使価額等を用いてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。
- (注) 上記内容については、平成 24 年 6 月 20 日開催予定の当社第 43 回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上